

小林市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年12月17日

小林市監査委員	南崎 淳一郎
小林市監査委員	森田 哲朗

定期監査（前期）結果報告

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

2 . 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 森田 哲朗

3 . 監査の対象

令和 2 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和元年度も対象とした。

〔総務部〕 財政課

〔市民生活部〕 生活環境課、税務課

〔健康福祉部〕 福祉課、医療介護連携室、子育て支援課、中央保育所、須木中央保育園、野尻保育園、栗須保育園、紙屋保育園

〔須木庁舎〕 地域振興課、住民生活課、地域整備課

〔教育部〕 学校教育課、社会教育課、文化会館、スポーツ振興課、小林学校給食センター、小林東方学校給食センター、野尻学校給食センター、須木分室、野尻分室、野尻幼稚園

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局、農業委員会須木分室

4 . 監査の実施期間

令和 2 年 9 月 14 日から令和 2 年 12 月 16 日まで

5 . 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

6 . 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、今年度のヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密回避及び時間の短縮を図るため、事前質問書の送付や出席者の人数制限を行って実施した。

7 . 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として確認した結果、全体的におおむね改善されていた。

特に、時間外勤務手当の支給事務については、制度の理解不足に起因する指摘事項は減少しており、総務課による職員研修や指導が充実した結果と思われる。

しかし、改善又は検討を要する事項が新たに見受けられ、その内容は過去に口頭で指摘した内容や他課で指摘した内容と同様なものが多く見受けられた。主な要因は、関係法令及び財務関係諸規程の理解不足や各課における組織的な確認不足であり、内部統制が十分機能していないことに起因するものと考えられる。

各課においては、他課の指摘事項についても今後起こりえる事例として受け止め、更なる事務事業の執行の適正化に努めるとともに、職員一人一人が、単純な事務処理の誤りであっても、そこには市政への信用喪失や市に損害を与えかねないリスクが潜んでいることを自覚されたい。

また、時間外勤務手当の支給事務で改善が見られたように、全庁的に共通す

る事務の指摘事項については、事業統括課（企画政策課、財政課、会計課、総務課など）による職員への研修及び指導の実施が必要不可欠である。全庁的な共有を図りながら、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

（１）着眼点おける指摘・要望事項

契約事務について

契約事務については、「随意契約協議書の作成漏れや随意契約とする理由が適切でない。」といった関係法令の理解不足に起因する指摘事項や、「契約書に定めた書類が提出されていない。」といった市と受託者の契約内容の理解不足に起因する指摘事項が、多くの課で見受けられた。

特に、特命随意契約で毎年度同様の事業を行う契約においては、新たな契約を締結する際に、以前の契約内容の十分な見直しがされないまま、不十分な記載内容で契約を締結しているものや、履行すべき内容の確認が不足しているものが見られる。

契約については、受託者が市と共通の認識の基で事業を遂行することが基本である。契約書及び仕様書に必要な事項を記載し、双方で契約内容について十分に確認を行った上で、契約書及び仕様書に基づく業務の履行確認、成果に対する実績報告及び検収を行うよう徹底されたい。

契約事務に携わる職員においては、関係法令を遵守することはもとより、不適切な契約行為や契約業務の管理能力の低下は、契約不履行などの重大なリスクに繋がることを認識し、適正な事務の執行に努められたい。

また、契約事務に携わる職員の能力向上が重要であることから、財政課において、実務的かつ効果的な職員研修等を充実させるとともに、新財務システムの契約管理支援に係るマニュアルの速やかな作成及び職員への周知を行われたい。

（２）各課における指摘事項（ は昨年度と同様の指摘事項）

財政課

特別休暇の取得において、規定では１日と定められている忌引を３日取得しているものが１件見られた。

新財務システムの契約管理支援において、マニュアルが作成されておらず、全庁的に取扱いが統一されていない状況となっている。速やかにマニュアルを

作成し、職員への周知及び研修を実施されたい。

生活環境課

委託料及び工事請負費の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。

- 業務委託契約書において、公印押なつ承認を受けずに公印を使用しているものが1件見られた。
- 業務委託契約書において、条文中に記載のある別添の「小林市委託業務契約約款（土木設計、建築設計、建築工事監理、現場技術業務等）」が添付されていないものが1件見られた。
- 時間外勤務において、週休日の振替及び休日の代休命令簿のみで整理されており、時間外勤務命令簿の記入が漏れているものが1件見られた。

税務課

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

福祉課

委託金の収入事務において、調定の時期が遅延（6か月以上）しているものが1件見られた。

業務委託契約書において、変更契約書に収入印紙の貼付がないものが1件見られた。

時間外勤務において、週休日の振替及び休日の代休命令簿のみで整理されており、時間外勤務命令簿の記入が漏れているものが1件見られた。

旅行命令書において、旅行命令変更の命令印漏れ及び課長印漏れが1件見られた。

文書処理簿において、記入誤りが多数見られた。

医療介護連携室

公用USBメモリーにおいて、個人情報を含むファイルが使用后、速やかに削除されず保存されていた。

子育て支援課

修繕料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。

- 見積書において、見積日及び決定印が漏れているものが2件見られた。
- 保育所利用料に係る収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが5件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが2件、精査時間の計算誤りによる過支給が4件見られた。

文書処理簿において、記入誤りが多数見られた。

中央保育所

委託料の支出事務において、予算執行伺書の作成漏れが1件見られた。

須木中央保育園

時間外勤務命令簿において、命令印漏れが1件見られた。

野尻保育園

特に指摘する事項は認められなかった。

栗須保育園

業務委託契約書において、契約者署名欄に法人格を表す「小林市」の記入漏れが1件見られた。

紙屋保育園

備品購入費において、見積書の決定印漏れ及び随意契約協議書の作成漏れが1件見られた。

須木庁舎 地域振興課

行政財産の目的外使用に対する使用料（自動販売機）の収入事務において、使用料の還付漏れが1件見られた。

見積書において、見積日漏れが6件、決定印漏れが1件見られた。また、予

算執行伺書の作成漏れ及び随意契約協議書の作成漏れが5件見られた。

須木庁舎 住民生活課

契約事務において、随意契約協議書を作成していないものが2件見られた。
また、見積書を徴していないものが2件見られた。

随意契約協議書において、随意契約にしようとする理由が適切でないものが1件見られた。

須木庁舎 地域整備課

見積書において、見積日及び決定印が漏れているものが1件見られた。

契約書において、「小林市委託業務契約約款（土木設計、建築設計、建築工事監理、現場技術業務等）」に基づくこととしているが、約款第3条の規定に基づく工程表の提出漏れが見られた。

業務委託契約において、「小林市委託業務契約約款（土木設計、建築設計、建築工事監理、現場技術業務等）」に基づかない契約にもかかわらず、約款が添付されているものが2件見られた。

業務委託契約書において、具体的な業務内容の記載や仕様書の添付がないものが1件見られた。

契約事務において、一括して発注すべき修繕料の契約を分割して発注し、契約書の作成及び請書の提出を省略しているものが1件見られた。

備品台帳において、平成30年度に購入した図書に登載漏れが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替に係る時間外勤務手当（25/100）の過支給が1件見られた。

時間外勤務において、週休日の振替及び休日の代休命令簿のみで整理されており、時間外勤務命令簿の記入が漏れているものが1件見られた。

在勤地内等旅行命令簿において、命令印漏れが散見された。

学校教育課

施設修繕料の随意契約協議書において、随意契約とする理由及び業者を選定した理由が適切でないものが散見された。

- 行政財産の目的外使用許可書において、改正前の様式を使用しているものが2件見られた。

国庫補助金の内示通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが1件見られた。

社会教育課

委託料及び使用料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延(3か月以上)しているものが2件見られた。

旅費(会計年度任用職員の費用弁償(在勤地内旅費))の支給事務において、支給の時期が遅延しているものが5件見られた。小林市職員等の旅費に関する条例施行規則に基づき適正に処理されたい。

行政財産の目的外使用に対する使用料(TENAMUビル)の算定において、区分(使用時間)誤りによる算定誤りが1件見られた。

業務委託契約において、事業実績に係る報告書の内容が不十分なものが3件、事業実績報告書が提出されていないものが複数件見られた。

TENAMUビル公共スペース運営業務委託において、業者に利用許可申請書の受付事務及び利用許可証の発行事務を委託しているが、利用許可申請書及び利用許可証の確認及び保管を社会教育課で行っていなかった。

時間外勤務手当の支給事務において、精査時間の計算誤りによる過支給が4件見られた。

文化会館

行政財産の目的外使用に対する使用料(自動販売機)の算定において、10円未満の切捨てが行われていないものが2件見られた。

修繕料及び備品購入費において、見積書の決定印漏れが2件見られた。

文化会館使用料に係る収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが2件見られた。

現金領収帳において、未使用の現金領収証及び収納報告内訳書に出納員の記名が見られた。

出勤簿において、修正液の使用が1件、時差勤務日に「時差」の記入漏れが7件見られた。小林市職員の時差勤務に関する規程に基づき適正に処理されたい。

スポーツ振興課

財産使用料(自動販売機)の収入事務において、調定の時期が遅延(3か月以上)しているものが8件見られた。

財産使用料(令和元年度気象観測業務に係る電気使用料)の収入事務において、他課が所管する収入にもかかわらず、十分な確認をしないまま、スポーツ振興課において調定通知書を遡って作成し、収納しているものが見られた。

行政財産の目的外使用に対する使用料(太陽光発電設備)の算定において、10円未満の切捨てが行われていないものが1件見られた。

保健体育使用料に係る収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが8件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件見られた。

助成金の内示通知において、文書処理簿による受付を行っていないものが1件見られた。

行政財産の目的外使用において、申請がなされていないにもかかわらず、行政財産を使用させているものが1件見られた。速やかに申請書の提出を求められたい。

準公金である「こばやし霧島連山絶景マラソン大会実行委員会」の出納事務において、平成29年度に受領した出店料を、大会の中止に伴い相手方へ返還すべきところ、金庫に保管したままになっていた。速やかに適正な処理をされたい。

準公金である「小林市スポーツ少年団」の出納事務において、18団体の登録料を、窓口収納後に通帳へ速やかに入金すべきところ、金庫に保管したままになっていた。速やかに入金処理をされたい。

小林学校給食センター

業務委託契約書において、条項に「別表」との記載があるが、別表が添付されていないものが1件見られた。

小林東方学校給食センター

時間外勤務命令簿において、精査時間が記入漏れの状態で時間外勤務手当が支給されているものが2件見られた。

野尻学校給食センター

特に指摘する事項は認められなかった。

教育部 須木分室

収納報告及び現金払込書兼領収書において、出納員及び分任出納員の氏名の記載誤り及び押印誤りが1件見られた。

- 在勤地内等旅行命令簿において、命令日の記入漏れ及び用務内容の記入漏れが散見された。

教育部 野尻分室

雑入の収入事務において、調定の時期が遅延（4か月以上）しているものが1件見られた。

現金領収帳において、表紙に出納員及び分任出納員の記名漏れ及び押印漏れが見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが1件、支給区分の誤りによる過支給が1件見られた。

休暇簿において、特別休暇（忌引）の申請漏れが1件見られた。

野尻幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

議会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

農業委員会事務局

現金領収帳において、未使用の現金領収証及び収納報告内訳書に領収印及び報告印が押印されていた。

証明手数料に係る収納事務において、窓口収納後の金融機関への入金が遅れているものが1件見られた。

時間外勤務手当の支給事務において、集計誤りによる過支給が1件見られた。

農業委員会 須木分室

特に指摘する事項は認められなかった。